

著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立高等学校入学検定料等の免除取扱要領

(平成23年7月26日教育長決定)

第1 免除の基準

北海道立学校条例施行規則(平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。)第11条の2の規定により、著しく大規模な災害(教育長の定めるものに限る。)により被害を受けた者である場合とは、入学若しくは他の学校からの転学を志望する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学資を主として負担する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村(大量の帰宅困難者等が発生し、災害救助法の適用を受けた市町村を除く。)に居住していたと認められる場合
- 2 1以外の市町村に居住し、かつ、被災したと認められる場合

第2 免除の申請手続等

1 授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料

(1) 免除の申請手続

ア 授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料(以下「授業料等」という。)の免除を受けようとする者にあつては、毎年4月20日までに免除申請書(別紙様式1)(以下「申請書」という。)を道立高等学校長(道立中等教育学校長を含む。以下「校長」という。)に提出しなければならない。ただし、年度の中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

イ アの申請書には、家庭状況申出書(別紙様式2)及び次表に定める証明書類を添付しなければならない。ただし、前年度から引き続き免除を受けようとする者にあつては、証明書類の添付を省略できるものとする。

免除基準	添付書類
第1の1	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災当時の住所が確認できるもの、罹災証明書又はそれに代わるもの</li><li>・転学願(転学の理由が被災によるもの)の写し又はそれに代わるもの</li><li>・その他校長が必要と認めるもの</li></ul>
第1の2	<ul style="list-style-type: none"><li>・罹災証明書又はそれに代わるもの</li><li>・転学願(転学の理由が被災によるもの)の写し又はそれに代わるもの</li><li>・その他校長が必要と認めるもの</li></ul>

(2) 免除の決定

ア 免除の決定は、会計年度ごとに行う。

イ 授業料等の免除を決定したときは、免除証(別紙様式3)を申請者に交付しなければならない。

ウ 授業料等を免除しなかったときは、免除しない理由を書面により申請者に通知しなければならない。

(3) 免除の取消

ア 授業料等を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに校長に申し出なければならない。

イ 校長は、アによる申出があったとき及び授業料等を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、免除取消通知書（別紙様式4）を本人に交付するものとする。

#### (4) 免除者認定台帳の作成及び報告

校長は、授業料等を免除し又は免除を取り消したときは、免除者認定台帳（別紙様式5）を作成し、毎月5日までに管轄の教育局長に報告しなければならない。

### 2 入学検定料

入学検定料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学願書を出願先の校長に提出するとき」と、読み替えるものとする。

### 3 入学料又は進級料

入学料又は進級料の免除の申請手続、決定、作成及び報告については、第2の1の(1)、(2)及び(4)の規定を準用する。この場合において、「毎年4月20日まで」とあるのは「入学の日まで」と、読み替えるものとする。

## 第3 免除の始期等

### 1 免除の始期

授業料等の免除の始期は、学校において、申請書を受理した日の属する月からとする。

### 2 免除及び徴収猶予の期間

授業料等の免除の期間は、当該免除の事由が継続する間とする。

### 3 取消による免除の終期

授業料等の取消による免除の終期は、当該免除事由の消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。

### 4 免除の決定までの徴収猶予

(1) 校長は、申請書を受理した場合において、当該申請書に第2の1の(1)のイに定める証明書類が添付されていないときは、申請者に相当の期間を定めて証明書類の提出を求めることとする。

(2) 校長は、(1)に定める期間において、授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の徴収を猶予するものとする。

(3) 校長は、(1)に定める期間の経過後も証明書類の提出がないときは、やむを得ない理由がある場合を除き、免除の申請を却下するものとする。

## 第4 教育局長との協議

授業料等、入学検定料又は入学料若しくは進級料の免除に関し、この要領により難しいときは、管轄の教育局長と協議すること。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、学校教育局長が定める。

### 附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

### 附 則（平成26年3月31日教育長決定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式 1

免 除 申 請 書

年 月 日

北海道

学校長 様

- 本 科 課程
- 専攻科
- 科 学年 組
- 生 徒 氏名
- 保 護 者 氏名

次の理由により

授 業 料  
寄 宿 舎 使 用 料  
通 信 教 育 受 講 料  
入 学 検 定 料  
入 学 料  
進 級 料

を免除されるよう、北海道立学校条例施行

規則第11条の2の規定により関係書類を添えて申請します。

記

免除を受けようとする理由（具体的、詳細に記載してください。）

---

---

---

---

別紙様式 2

家 庭 状 況 申 出 書							
家 庭 の 状 況	生徒 との 続柄	家 族 氏 名	年 齢	同 居 の 別 別 居	職 業 (勤務先) ・ 学 校 名 (学 年)	備 考	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所  
保護者 電話番号  
氏 名

注1 「家庭の状況」欄は、生計を同じくする者全員について記載してください。  
 2 証明書類を添付できない場合は、次欄に提出予定日及びその理由を記載してください。

○提出予定日                      年 月 日

○理由

別紙様式3

免 除 証

- ・ 本 科 課 程
- ・ 専攻科
- ・ 科 学 年 組
- ・ 氏 名

北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定により、 年度

授 業 料  
寄 宿 舎 使 用 料  
通 信 教 育 受 講 料  
入 学 検 定 料  
入 学 料  
進 級 料

を免除します。

なお、免除事由（授業料・寄宿舍使用料・通信教育受講料）が消滅した場合は速やかに申し出てください。

年 月 日

北海道

学校長

氏 名 印

別紙様式 4

免 除 取 消 通 知 書

- 本 科 課程
- 専攻科
- 科 学年 組
- 氏 名

北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定により、 年度

〔 授 業 料 〕  
〔 寄 宿 舎 使 用 料 〕 を免除していましたが、その事由が消滅したので  
〔 通 信 教 育 受 講 料 〕

免除を取り消します。

年 月 日

北海道

学校長

氏 名 印

